

定款 新旧対照表

旧 (現行)	新 (改定)
<p>第19条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>理 事 20名以上 <u>50名以内</u></p> <p>監 事 <u>3名以内</u></p>	<p>第19条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>理 事 20名以上 <u>65名以内</u></p> <p>監 事 <u>5名以内</u></p>
<p>第20条 理事及び監事は、総会において</p> <p><u>会員たる法人の代表者又はその役職員の</u></p> <p><u>うちからこれを選任する。</u></p>	<p>第20条 理事及び監事は、総会の決議</p> <p><u>によって選任する。</u></p>